

# 食品の適正表示推進者

## フォローアップ講習テキスト (Web版)



群 馬 県

# はじめに

このテキストは、『群馬県食品の適正表示推進者育成講習会の受講者』を対象に、食品表示に関する自主的な取組みを支援するために作成するものです。本年度は、4月1日より施行された食品表示法に基づく新しい表示制度について、現行制度からの変更点の概要を解説します。

なお、本テキストの内容は、現在公表されている情報に基づくものであり、今後Q&A等の通知により、表示ルールに変更が生じる可能性があるため、ご注意ください。また、表示ルールが変更された際には、群馬県ホームページにて情報を発信しますので、定期的にご確認くださいようお願いいたします。

## 目次

1	食品表示法について	2
	(1) 食品表示法の施行	
	(2) 食品表示法の目的	
2	食品表示基準について	3
	(1) 一括表示の様式	
	(2) 経過措置期間について	
	(3) 従来制度からの変更点	
	(4) 機能性表示食品について	

# 1 食品表示法について

これまで、食品表示の一般的なルールは、食品衛生法、JAS法（旧農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）、健康増進法の3法で規定されてきました。これらの法律は、それぞれ異なる目的から表示基準を定めていたため、食品表示制度全体として、複雑で分かりづらいという問題点がありました。

そこで、上記の3法の食品表示に関する規定を統合し、包括的かつ一元的な制度とするため、「食品表示法」が平成25年6月28日に公布され、平成27年4月1日より施行されました。

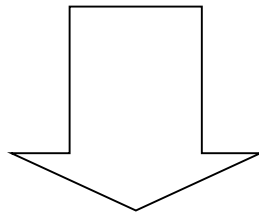
## 食品表示法の目的

### 【従来の食品表示制度】

食品衛生法・・・衛生上の危害発生防止  
JAS法・・・品質に関する適正な表示  
健康増進法・・・国民の健康の増進

#### 〈問題点〉

異なる目的に基づく複数の表示基準が存在し、消費者・事業者双方にとって複雑で分かりづらい



### 【新制度】

## 〈食品表示法〉

○食品を摂取する際の安全性の確保  
○自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保  
○食品衛生法、JAS法、健康増進法の食品表示に関する規定を統合し、食品表示に関する包括的かつ一元的な制度の創設

●整合性の取れた表示基準の作成（食品表示基準）  
●消費者、事業者双方にとって分かりやすい表示  
●消費者の日々の栄養・食生活管理による健康増進に寄与  
●効果的・効率的な法執行

## 2 食品表示基準について

食品表示基準は、国内の販売の用に供する食品について、食品衛生法、JAS法、健康増進法の3法で規定していた合計58本の表示基準を1本の基準にまとめたものです。従来の表示ルールを引き継ぎつつ、複数の法律で規定していた事項については、食品の性質等に照らし、可能な限り共通のルールにまとめており、事業者及び消費者の双方にとって分かりやすいように整理されています。

食品表示基準は平成27年4月1日に施行され、経過措置期間を経て、新ルールへ完全移行となります。食品関連事業者は、この経過措置期間中に新しい表示に適切に切り替えていくことが求められます。

### 食品表示基準に関する法令・通知等

- ・食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）
- ・食品表示基準について（平成27年3月30日消食表第139号）  
（最終改正：平成27年12月24日）
- ・食品表示基準Q&Aについて（平成27年3月30日消食表第140号）  
（最終改正：平成27年12月24日）

掲載場所：消費者庁ホームページ：<http://www.caa.go.jp/foods/index18.html>

### （1）一括表示の様式について

一括表示及び栄養成分表示の様式は、以下のようになります。変更点は後述します。

#### ①加工食品の一括表示（別記様式1）

名称
原材料名
添加物（注1）
原料原産地名（注2）
内容量
固形量（注2）
内容総量（注2）
消費期限（賞味期限）
保存方法
原産国名（注2）
製造者

（注1）食品原材料と明確に区分されていれば、原材料名の項目に記載してもよい。

（注2）該当する食品にのみ表示。

## ②栄養成分表示（別記様式3）

栄養成分表示			
食品単位当たり			
熱量	kcal		
たんぱく質	g		
脂質	g		
—飽和脂肪酸	g		（注3）
—n-3系脂肪酸	g		（注4）
—n-6系脂肪酸	g		（注4）
コレステロール	mg		（注4）
炭水化物	g		
—糖質	g		（注4）
—糖類	g		（注4）
—食物繊維	g		（注3）
食塩相当量	g		（注5）
上記以外の栄養成分	mg		（注4）

（注3）推奨表示（現在は任意表示であるが、将来的に義務表示とすることが検討される表示。

（注4）任意表示。

（注5）従来の項目「ナトリウム」を「食塩相当量」に換算して表示。

## （2）経過措置期間について

食品表示基準に基づく新しい表示制度への移行までには、経過措置期間が設けられます。この期間中は、旧ルール（食品衛生法、JAS法、健康増進法の三法による表示基準）により表示することも認められます。

経過措置期間は、加工食品及び添加物の全ての表示については5年（平成32年3月31日まで）、生鮮食品の表示については1年6か月（平成28年9月30日まで）です。各事業者は、当該期間内に適切に表示の変更を行う必要があります。

ただし、一つの食品について、旧基準に基づく表示及び新基準に基づく表示を混在させることはできません（製造所固有記号を除く）。従って、新基準に基づく表示への切り替えを行う場合には、全ての表示事項を同時に変更する必要があります。

### (3) 従来の食品表示制度からの主な変更点

上記の一括表示の各表示項目及び栄養成分表示について、現行制度からの変更点は以下のとおりです。

#### ① 食品の区分の統一

食品衛生法とJAS法とで異なっていた食品の区分について、JAS法の考え方に基づく区分に統一されました。従って、生干し・軽度の撒塩等の簡易な加工をしたもの（例：ドライマンゴー）についても、これまで表示義務のなかったアレルギー及び製造所所在地の表示が必要です。

#### ② 原材料の表示ルールの変更

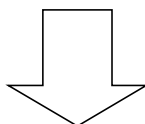
##### ア 複合原材料の表示ルールの変更

複合原材料は、その原材料の後に括弧を付して記載し、一部の原材料を括弧の外に分割して表示することは原則としてできませんでしたが、食品表示基準では、単に混合しただけのもの等、それを構成する原材料を分割して表示した方が分かりやすい場合は、分割表示を可能としています。

例：砂糖、ココアパウダー、アーモンドパウダー、食塩を混合した複合原材料「ココア調整品」を仕入れ、製造したクッキーの原材料表示

##### ○ 複合原材料として表示した場合

原材料名	小麦粉、ココア調整品（砂糖、ココアパウダー、その他）、バター、鶏卵
------	-----------------------------------



##### ○ 分割して表示した場合

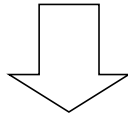
原材料名	小麦粉、バター、砂糖、鶏卵、ココアパウダー、アーモンドパウダー、食塩
------	------------------------------------

##### イ 食品と添加物の区分の明確化

添加物以外の原材料と添加物は、区分をより明確にして表示する必要があります。別記様式では、添加物を表示項目として新たに立てていますが、改行する等、食品と添加物が分かりやすく区分されていれば、従来どおり原材料名欄に記載することも可能です。

## 旧制度 例

原材料名	小麦粉、バター、砂糖、膨張剤、香料
------	-------------------



### 新制度 例①（項目立てて表示）

原材料名	小麦粉、バター、砂糖
添加物	膨張剤、香料

### 新制度 例②（改行して表示）

原材料名	小麦粉、バター、砂糖 膨張剤、香料
------	----------------------

### 新制度 例③（記号（スラッシュ等）で区分して表示）

原材料名	小麦粉、バター、砂糖／膨張剤、香料
------	-------------------

## ウ 原材料の表示方法の統一

これまで、パン類、食用植物油、ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料、風味調味料は、個別品質表示基準に基づき、添加物と添加物以外の原材料を区別せず、総重量順に表示することとされていましたが、新制度においては、これら4種類の食品についても、原材料は他の食品と同様に、食品と添加物を区分し、重量順に表示するように整理されました。

## エ アレルゲンの表示ルールの変更

### (7) 特定加工食品の廃止

旧基準において、その名称から特定原材料等を原材料として含むことが明らかな食品（特定加工食品）を原材料として表示した場合、当該特定原材料等を含む旨の表示を省略することが可能でした。

新基準では、特定加工食品の考え方が廃止され、当該食品を原材料に使用した場合は、特定原材料等を含む旨を表示する必要があります。

例：パン（小麦を含む）、うどん（小麦を含む）、マヨネーズ（卵を含む）

### (1) 個別表示の原則化

消費者の食品選択の幅を広げるため、個別表示（個々の原材料の直後に「（○○を含む）」と記載する方法）を原則とし、表示可能面積が小さい等、個別表示が困難な場合には、例外的に一括表示（全ての原材料を記載した後に、「（一部に○○・△△を含む）」と記載する方法）による方法を選択可能です。なお、個別表示と一括表示の併用はできません。

### 【個別表示の例】

原材料名	準チョコレート（パーム油（大豆を含む）、砂糖、全粉乳、ココアパウダー、乳糖、カカオマス、食塩）、小麦粉、ショートニング（牛肉を含む）、砂糖、卵、コーンシロップ、…
------	---

### 【一括表示の例】

原材料名	準チョコレート（パーム油、砂糖、全粉乳、ココアパウダー、乳糖、カカオマス、食塩）、小麦粉、ショートニング、砂糖、卵、コーンシロップ、…、（一部に小麦・卵・乳成分・牛肉・大豆を含む）
------	--

なお、一括表示の場合、代替表記（表記方法や言葉が違うが、特定原材料等と同一であるということが理解できる名称であり、特定原材料等を含む旨を省略可能）を含め、使用された全ての特定原材料をまとめて表示する必要があります。

#### オ その他

プレスハム、混合プレスハムは、JAS法に基づく個別品質表示基準により、原材料名注のでん粉の表示に、「でん粉含有率」を併記することとしていましたが、ソーセージや混合ソーセージと同様に、「でん粉含有率」の表示事項を項目立てて表示することとされました。

### ② 製造所固有記号の使用ルールの変更

消費者向けに販売される加工食品及び添加物について、製造所固有記号は、原則として同一製品を2以上の工場で製造する場合に限り利用できます。ただし、製造所固有記号を使用する際は、次のいずれかの事項を併せて表示する必要があります。

- 製造所所在地等の情報提供を求められたときに回答する者の連絡先
- 製造所所在地等を表示した Web サイトのアドレス等
- 当該製品の製造を行っている全ての製造所所在地等

なお、業務用食品には新ルールは適用されず、食品表示基準においても従来どおりのルールに基づき使用します。

※製造所固有記号の新ルールについては、今後消費者庁から通知・Q&A等により詳細が示され、平成28年4月1日より施行されます。

※詳しい解説は、『（別紙）新しい製造所固有記号制度について』を参照してください。

### ③ 栄養成分表示の義務化

#### ア 栄養成分表示の義務化

これまで、栄養成分の表示は任意でしたが、食品表示基準では、原則として全ての消費者向けの加工食品及び添加物に対して表示が義務づけられました。



なお、次の(7)～(ウ)のうちいずれかに該当する事業者は、栄養成分表示を省略することが可能です。

- (7) 消費税法第9条で規定される小規模事業者（課税期間に係る基準期間における課税売上高が1000万円以下の事業者）（当分の間は中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者（おおむね常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については5人）以下の事業者も含む）
- (イ) 業務用食品を販売する事業者
- (ウ) 食品関連事業者以外の販売者（バザーや学校の文化祭等における販売者）

※特定の栄養成分名を容器包装に表示した場合は、上記に該当する場合であっても、栄養成分表示を行う必要があります。

#### イ 表示すべき栄養成分

義務表示とされている栄養成分は、熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウムの5項目です。このうち、ナトリウムは「食塩相当量」で表示します。義務表示以外の栄養成分及び記載順は、P.4記載の別記様式3のとおりです。

なお、ナトリウム塩を添加していない食品に限って、任意でナトリウムの量を表示することができます。この場合、ナトリウムの量の次に、括弧等を附して食塩相当量を表示する必要があります。

義務表示・・・熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、  
ナトリウム（「食塩相当量」で表示）

推奨表示・・・飽和脂肪酸、食物繊維

任意表示・・・糖類、糖質、コレステロール、ビタミン・ミネラル類、  
その他の栄養成分

※食塩相当量（g）＝ナトリウムの量（mg）×2.54÷1000

#### ④ 栄養強調表示に係るルールの改善

##### ア 栄養強調表示をするための要件の変更

- (a) 以下の栄養成分について、それぞれ強調表示をする場合、基準値（食品表示基準別表第12又は13に記載）以上の絶対差に加え、25%以上の相対差が必要になります。

低減された旨・・・熱量、脂質、飽和脂肪酸、コレステロール、糖類、ナトリウム  
強化された旨・・・たんぱく質、食物繊維

ただし、みそ及びしょうゆについては、ナトリウムの含有量を25%以上低減することにより、当該食品の保存性及び品質を保つことが著しく困難である

ことから、他の食品に対するナトリウムの量の低減割合が、みそにあっては15%以上、しょうゆにあっては20%以上あれば低減された旨を表示することができます。

#### イ 絶対差の計算方法の変更

ミネラル類（ナトリウムを除く）、ビタミン類について強化された旨の表示を行う場合は、「当該栄養成分を含む旨」（食品表示基準別表第12）の基準値以上の絶対差に代えて、「栄養素等表示基準値（食品表示基準別表第10に記載）」で定める数値に対して10%以上の絶対差（固体と液体の区別なし）が必要となります。

#### ウ 無添加強調表示（新ルール）

食品への糖類（単糖類又は二糖類であって、糖アルコールでないものに限る。以下同じ。）無添加に関する強調表示及びナトリウム塩無添加に関する強調表示（食塩無添加表示を含む）に係るルールが創設され、それぞれ一定の条件が満たされた場合にのみ行うことができます。

##### (a) 糖類無添加の表示ができる要件

- ・ いかなる糖類も添加されていないこと。
- ・ 糖類（添加されたものに限る。）に代わる原材料（複合原材料を含む。）又は添加物を使用していないこと。
- ・ 酸素分解その他何らかの方法により、当該食品の糖類含有量が原材料及び添加物に含まれていた量を超えないこと。
- ・ 当該食品の1単位当たりの糖類の含有量を表示していること。

##### (b) ナトリウム塩無添加の表示ができる要件

- ・ いかなるナトリウム塩も添加されていないこと。
- ・ ナトリウム塩（添加されたものに限る。）に代わる原材料（複合原材料を含む。）又は添加物を使用していないこと。

### ⑤ 栄養機能食品に係るルールの変更

#### ア 対象成分の追加

栄養成分の機能を表示できるものとして、新たに「n-3系脂肪酸」、「ビタミンK」及び「カリウム」が追加されました。

ただし、カリウムについては、過剰摂取のリスクを回避するため、錠剤、カプセル剤等の形状の食品を適用対象外としています。

#### イ 対象食品の追加

鶏卵以外の生鮮食品についても栄養機能食品の基準の適用対象とされます。

#### ウ 表示事項の追加及び変更

栄養機能食品の義務表示事項として、以下の事項が追加（又は変更）されます。

- ・ 栄養素等表示基準値の対象年齢（18歳以上）及び基準熱量（2,200kcal）に関する文言

- ・ 特定の対象者（疾病に罹患している者、妊産婦等）に対し、定型文以外の注意を必要とするものにあつては、当該注意事項
- ・ 栄養成分の量及び熱量を表示する際の食品単位は、1日当たりの摂取目安量とする。
- ・ 生鮮食品に栄養成分の機能を表示する場合は、保存方法（常温で保存すること以外に保存方法に留意点がないものは省略可）

⑥ 表示レイアウトの改善

表示可能面積がおおむね30cm<sup>2</sup>以下の場合であっても、名称、保存方法、消費期限又は賞味期限、食品関連事業者（表示責任者）の氏名又は名称及び住所、アレルギー、L-フェニルアラニン化合物を含む旨は省略できません。

⑦ 販売の用に供する添加物の表示に係るルールの改善

ア 一般消費者向けの添加物は、新たに「内容量」、「食品関連事業者（表示責任者）の氏名又は名称及び住所」の表示が必要です。

イ 業務用の添加物には、新たに「食品関連事業者の氏名又は名称及び住所」の表示が必要です。

⑧ 通知等に規定されている表示ルールの一部を基準に規定

通知等に規定されている以下の表示ルールを食品表示基準に統合します。

- ふぐの食中毒対策の表示、ボツリヌス食中毒対策の表示  
→安全性の観点から、指導ではなく義務表示として規定すべきもの
- 栄養素等表示基準値、栄養機能食品に関する表示等  
→分かりやすさの観点から、食品表示基準にまとめて規定すべきもの

## (4) 機能性表示食品制度の創設

### ① 機能性表示食品とは

機能性表示食品は、食品表示基準において新たに設けられた保健機能食品であり、疾病に罹患していない者（未成年、妊産婦（妊娠を計画している者を含む。）及び授乳婦を除く。）に対し、機能性関与成分によって健康の維持及び増進に資する特定の保健の目的（疾病リスクの低減に係るものを除く。）が期待できる旨を、事業者の責任において科学的根拠に基づき容器包装に表示することができます。ただし、特別用途食品、栄養機能食品、アルコールを含有する飲料、ナトリウム・糖分等を過剰摂取させる食品は制度の対象外となります。また、特定保健用食品と異なり、消費者庁から個別の許可が与えられるものではありません。

機能性表示食品に販売に当たっては、当該食品に関する表示内容、食品関連事業者名及び連絡先等（食品関連事業者に関する基本情報）、安全性及び機能性の根拠に関する情報、生産・製造及び品質の管理に関する情報、健康被害の情報収集体制その他必要な事項を、販売日の60日前までに消費者庁長官に届け出る必要があります。

機能性表示食品では、前述のとおり、機能性関与成分により健康の維持及び増進に資する特定の保健の目的が期待できる旨の表示をすることが可能です。

- ・ 容易に測定可能な体調の指標の維持に適する又は改善に役立つ表示
- ・ 身体の生理機能、組織機能の良好な維持に適する又は改善に役立つ表示
- ・ 身体の状態を本人が自覚でき、一時的な体調の変化（継続的、慢性的でないもの）の改善に役立つ表示

しかし、以下のような表示をすることはできません。

- ・ 「診断」、「予防」、「治療」、「処置」等の医学的表現
- ・ 疾病の治療効果又は予防効果を暗示する表現  
（例）「糖尿病の人に」、「高血圧の人に」 等
- ・ 健康の維持及び増進の範囲を超えた、意図的な健康の増強を標榜するもの認められる表示  
（例）「肉体改造」、「増毛」、「美白」 等
- ・ 科学的根拠に基づき説明されていない機能性に関する表現

※機能性表示食品の届出方法は、平成28年4月1日より届出データベースを利用したオンラインによる方法に変更されます。届出データベースの使用マニュアルは、データベースの運用開始までに消費者庁ホームページで公開される予定です。

### ② 表示事項

他の食品と共通の義務表示事項のほか、以下に関する表示が義務づけられます。

- ・ 機能性表示食品である旨
- ・ 科学的根拠を有する機能性関与成分及び当該成分又は当該成分を含有する食品が有する機能性

- ・ 一日当たりの摂取目安量
- ・ 一日当たりの摂取目安量当たりの栄養成分の量及び熱量
- ・ 一日当たりの摂取目安量当たりの機能性関与成分の含有量
- ・ 届出番号
- ・ 食品関連事業者の連絡先として、電話番号（生鮮食品の場合は、食品関連事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号）
- ・ 機能性及び安全性について、国による評価を受けたものではない旨
- ・ 摂取の方法
- ・ 摂取する上での注意事項
- ・ バランスのとれた食生活の普及啓発を図る文言
- ・ 調理又は保存の方法に関し特に注意を必要とするものにあつては当該注意事項
- ・ 疾病の診断、治療、予防を目的としたものではない旨
- ・ 疾病に罹患している者、未成年者、妊産婦（妊娠を計画している者を含む。）及び授乳婦に対し訴求したものではない旨（生鮮食品を除く。）
- ・ 疾病に罹患している者は医師、医薬品を服用している者は医師、薬剤師に相談した上で摂取すべき旨
- ・ 体調に異変を感じた際は速やかに摂取を中止し医師に相談すべき旨
- ・ 保存の方法

機能性表示食品の届出に当たっては、食品表示基準の他、『機能性表示食品の届出等に関するガイドライン』等の関係通知（消費者庁 HP に掲載）をご確認ください。  
 掲載場所（消費者庁 HP） <http://www.caa.go.jp/foods/index23.html>

## 食品表示に関する問い合わせ先一覧

### ○最寄りの保健福祉事務所

保健課 衛生係（食品表示法、景品表示法、米トレーサビリティ法）

保健課 食品監視係（食品表示法、景品表示法、米トレーサビリティ法）

保健課 保健係（栄養成分表示、健康増進法）

保健福祉事務所名	電話番号	所在地
渋川保健福祉事務所	0279-22-4166	渋川市金井 394
伊勢崎保健福祉事務所	0270-25-5066	伊勢崎市下植木町 499
安中保健福祉事務所	027-381-0345	安中市高別当 336-8
藤岡保健福祉事務所	0274-22-1420	藤岡市下戸塚 2-5
富岡保健福祉事務所	0274-62-1541	富岡市田島 343-1
吾妻保健福祉事務所	0279-75-3303	吾妻郡中之条町大字西中之条 183-1
利根沼田保健福祉事務所	0278-23-2185	沼田市薄根町 4412
太田保健福祉事務所	0276-31-8241	太田市西本町 41-34
桐生保健福祉事務所	0277-53-4131	桐生市相生町 2-351
館林保健福祉事務所	0276-72-3230	館林市大街道 1-2-25

### ○食品・生活衛生課 監視指導・表示対策係

（食品表示法、景品表示法、健康増進法、米トレーサビリティ法）

電話番号：027-226-2448

### ○前橋市保健所 衛生検査課（食品表示法、健康増進法）

電話番号：027-220-5778（前橋市朝日町三丁目36番17号）

### ○高崎市保健所 生活衛生課（食品表示法、健康増進法）

電話番号：027-381-6116（高崎市高松町5番地28）

### ○消費者庁 食品表示企画課（食品表示法、健康増進法）

表示対策課（景品表示法）

電話番号：03-3507-8800（大代表）

※機能性表示食品の届出に関する相談については、消費者庁へご相談ください。

---

平成28年3月 発行（平成28年7月 改訂）  
群馬県食品・生活衛生課監視指導・表示対策係  
〒371-8570 前橋市大手町1-1-1  
TEL 027-226-2448 FAX 027-243-3426

---